

## 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

問合せ先：ハローワーク

### 助成金の概要

卒業後3年以内の大学等の既卒者を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークを通じ正規雇用した事業主に助成。

- 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等のこと
- 平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業したものが対象
- 正規雇用とは、期間の定めのない雇用契約であって、週所定労働時間が通常の労働者と同程度あり、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合（週所定労働時間が30時間未満を除く）のこと

### 受給金額

正規雇用での雇入れの6カ月経過後	100万円 (雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回)
------------------	----------------------------------

### 主な受給要件

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる大卒等求人（および一般求人）を提出していること。
- ③ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を正規雇用として雇入れ、引続き6ヵ月以上雇用保険被保険者として雇用すること。
- ④雇用開始日の前日から起算して6ヵ月前の日から支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合で解雇等したことがないこと。
- ⑤雇用開始日の前日から起算して6ヵ月前の日から支給申請書を提出する日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が、3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。
- ⑥対象者が、雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でない判断されることがないこと。
- ⑦出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の労働関係帳簿を整備・保管していること。
- ⑧対象者に支払うべき賃金を支払期日までに支払っていること。
- ⑨ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇入れ、その対象者に対して不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出がないこと。
- ⑩前々年度より前のいずれかの年度において、労働保険料の未納がないこと。